

## 会 議 録

### 1 附属機関の会議の名称

平成29年度第4回阿見町上下水道事業審議会

### 2 開催日時

平成29年9月6日（水） 午後2時00分から午後3時40分まで

### 3 開催場所

阿見町水道事務所2階会議室

### 4 出席した者の氏名

#### 【審議会委員】12名

佐藤 幸明（町議員・会長）・久保谷 充（町議員）・井田 真一（町議員）  
桜井 直美（県立医療大学教授・副会長）・古谷 綾子（茨城大学助教授）・新  
橋 嗣男（区長会副会長）・山口 道子（区長会副会長）・江口 美清（住吉  
地区代表）・松島 保徳（福田工業団地代表）・篠崎 慎一（町長公室長）・小  
口 勝美（総務部長）・飯山 裕見子（町民課長）

#### 【事務局】8名

湯原産業建設部長・坪田上下水道課長・浅野課長補佐・田崎係長・加藤係  
長・林主任・小澤主任・湯原主事

### 5 発言の内容

別紙のとおり

別紙

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより、「第4回阿見町上下水道事業審議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日は、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私、本日の進行を務めさせていただきます、阿見町上下水道課の浅野です。よろしくお願ひします。まずは、審議会を始める前にお断り申し上げます。当審議会につきましては、「阿見町審議会等の会議に関する指針」に従い、原則公開とさせていただきます。</p> <p>尚、審議会の開会にあたりまして、傍聴者を募集いたしましたところ、本日は2名の方からお申し込みがありましたことをご報告いたします。又、議事録の作成上、録音及び写真を撮らせていただきますので、ご了承願ひします。</p> <p>本審議会はこれまでに3回の開催がございました。第2回の審議会におきましては「水道料金の見直し」について、第3回審議会におきましては「下水道使用料の見直し」についてご審議いただきました。4回目となる本日は前回までの資料について一部を見直し、資料の修正、追加をさせていただきましたので、第2回及び第3回で審議していただいた内容を一括し「水道料金及び下水道使用料の見直し」について審議をお願いいたします。また本日は諮問書の3番目となります、「下水道受益者負担金の徴収期間見直しについて」も審議をお願いしたいと存じますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、はじめに、事前にお届けしました資料のご確認をさせていただきます。資料はお持ちいただきましたでしょうか。お持ちでない方は事務局のほうへお声をおかけください。</p> <p>本日の資料は事前に配布しました「第4回審議会の配布資料について」の通りでございますが、1つひとつ確認させていただきます。なお全ての資料には右上の四角に資料番号が記載されておりますので、注意してご覧ください。まずは、第2回審議会にて配布した資料を修正したものとして、資料2-2(修正後)「施設整備年次計画(税込)(修正後)H38~H41追加」2枚組、資料4-2(修正後)「水道料金改定に伴う水道事業収支シミュ</p>
-----	---

	<p>レーション結果（修正後）」，資料4-現行（修正後）「現行料金体系シミュレーション結果」，資料4-改定①（修正後）「改定案①料金体系シミュレーション結果」，資料4-改定②（修正後）「改定案②料金体系シミュレーション結果」，資料4-改定③（修正後）「改定案③料金体系シミュレーション結果」，ここまでの7枚となります。</p> <p>次に，第2回及び第3回審議会の質疑への回答となる資料です。資料5（水道追加資料）「近隣自治体の水道事業における経営状況について」，資料5（下水道追加資料）「平成27年度茨城県内下水道事業資本費回収率（法非適のみ）」となります。</p> <p>最後に，下水道事業受益者負担金の徴収期間見直しにかかる資料です。資料6-1「下水道事業受益者負担金徴収期間見直しについて」，資料6-2「各市町村の受益者負担金の分割徴収期間」2枚，資料6-3「下水層事業受益者負担金区域全体図」，となります。</p> <p>以上の合計15枚が本日の配布資料でございます。</p> <p>皆さん全ての資料はお揃いでしょうか。資料に不足がある方はお申し出願います。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>ここで，資料の訂正をお願いします。資料6-1，2枚目の資料中段の表の中の左から2つ目の枠，上から2段目“5年 50回”と表記されておりますが，ここは“5年 20回”の誤りでございます。すみませんが，ご訂正をお願いします。</p> <p>では，次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>次第2 会長挨拶</p> <p>佐藤会長よりご挨拶を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>皆様，大変お忙しい中，また足元の悪い中，第4回阿見町上下水道事業審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。早速ですが議題に入っていきたいと思っております。</p>
事務局	<p>佐藤会長ありがとうございます。</p> <p>それでは議事に入ります。これからの議事の進行につきましては，阿見町上下水道事業審議会条例第6条第1項の規定に基</p>

	<p>づき、会長に議長をお願いいたします。 佐藤会長、よろしくをお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>はい。本日の出席状況でございます。委員16名中12名の出席を頂いております。過半数以上の出席を頂いておりますので、阿見町上下水道事業条例第6条第2項の規定により、当審議会を開催することを宣言します。</p> <p>なお、本日の審議会において、「水道料金及び下水道使用料の見直し」、並びに「下水道事業受益者負担金徴収期間の見直し」について、可能であるならば方向性を決定したいと考えております。慎重審議をお願いいたします。</p> <p>これより会議の進行を務めさせていただきます。お手元の次第に沿って進めてまいります。</p> <p>議事（1）及び（3）については関連した内容となっておりますので、一括して事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
坪田課長	<p>では、資料のご説明をしたいと思います。</p> <p>開催前の資料、第2回で使用したもので施設整備の年次計画それと、新たに今回お配りしたA3横の2枚の資料、これを見比べながらご説明をしたいと思います。本来ならば同じサイズの資料であれば比較がしやすかったのですが、年度を増やした関係で小さくなり入らなくなったため、申し訳ないですが、見づらくなってしまっています。第2回の資料2-2ですが、これからの水道の需要計画というものを説明しています。この時は平成37年まで、それで平成33年及び平成36年に配水施設の改修があつて、工事費がかなり膨らんでいると、そして下の青帯ですが、平成33年で8億9千万弱、平成36年で16億強の工事費を予定しておりました。この工場費のために、期末の資金が底をついて赤字に転落しますと説明したかと思えます。今回工事の平準化ということで工事が突出した年度を無くしましょうということで、今回お配りした修正後の資料で、計画年数を平成41年まで延ばして、前回資料では36年までに配水管の新設工事を終了させるというご説明でしたが、それを施設整備をやる年度には額を少なくしてその分39年度まで新設工事を延ばすようにしました。これが新しい2枚目の資料となります。その結果ですが、この2枚目の資料青帯の所、だい</p>

	<p>たい事業を6億前後になるように、工事の平準化を図りました。施設については平成33年、36年に行う予定だったものを平成39年、40年、41年に延ばしました。これにつきましては、県の企業局でどのようなスパンで更新工事をやっているかを参考に、整備計画を延ばしまして工事の平準化を図って、毎年一定の工事費になるように作り替えをしました。これによって資料4-2の表4-1となります。第2回でお配りした資料では工事が突出するため、平成36年、37年は現行・改定案①、②ではいずれも資金不足に陥ります、というようにご説明したかと思えます。今回修正後、資料4-2ですが工事を平準化したおかげで期末の資金不足を起こさずに運営でき、工事の平準化が重要でありました。どの案を選んで頂いても赤字になることはありません、というシミュレーション結果で、それぞれの結果が資料に記載されています。</p> <p>最後に追加資料5（水道追加資料）ですが、近隣はどうかというご質問が出たかと思えます。近隣自治体に問い合わせをしました所、料金改定について具体的に動いている所は阿見町とつくば市。つくば市の方は先行して新聞等に発表しています。そして、こうした料金改定はしていないが、いずれ必要が出てくるだろうということで、一般会計から繰入金がある事業体も調査しました。一般会計からの繰入金がある事業体は、かすみがうら市、つくば市、稲敷市、河内町の4事業体があります。一般会計が入っていない所についても、これからの維持管理を考えると、いずれ料金の見直しに踏み込まざるを得ないような話をする自治体もございました。</p> <p>水道関係についての説明は以上です。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。事務局からの説明についてご意見ご質問等がある方は挙手の上ご発言をお願い致します。</p>
松島委員	<p>福田工業団地の松島です。一点だけ教えて欲しいのですが、水道料金改定のシミュレーション結果で、今回期末の資金の残高が見直されたということですが、阿見町の水道課では最低ライン、目安はあるのでしょうか。独立採算制というのは伺っていますが、基準はありますか？</p>
坪田課長	<p>前回、期末の残高とは別に4億円のお金がありますとお話し</p>

	<p>したかと思えます。それに手をつけない形で運営していこうと考えております。電気関係のものに何かあると、1億2億というお金がすぐ必要になりますので、4億円はとにかく手をつけないで緊急時のためにとっておこうと考えております。</p>
松島委員	<p>そうすると期末資金の残高は4億円以上を目安としている、という理解でよろしいでしょうか。</p>
坪田課長	<p>はい。そのように理解して頂いて結構です。</p>
松島委員	<p>はい、分かりました。</p>
佐藤会長	<p>他にご意見・質問等ございましたらお願いします。</p>
新橋委員	<p>前回かの資料の2-2, 設備費に関して積算根拠はあるんですね？</p>
坪田課長	<p>はい。</p>
新橋委員	<p>これは国交省の積算基準、県あるいは阿見町の積算基準で積算されたかと思えますが、特殊機器についてはメーカーの基準でやっているかと思えます。この数字は将来業者に発注する時の金額の目安として考えてもよろしいでしょうか。</p>
坪田課長	<p>人件費等値上がりなどもありますので、そういうものを考慮したうえで事業費を積算しております。ですから、だいたいこれと変わらないような形で発注するようになると思います。</p>
新橋委員	<p>その関連で、では特殊機器と称するものは、これは国交省の基準の中に入っていると思うんですけど、これは何社かの見積もりをとって積算をしているのか、今ここでやられているのか今後そうされるのか。</p>

坪田課長	<p>計画の際には最低3社見積もりをとっています。設計のときにもやっぱり最新のものを3社とって、その中で一番安いものを計上するという手法をとっています。以上です。</p>
新橋委員	<p>ありがとうございました。</p>
佐藤会長	<p>他にございませんか。 それでは続きまして議事（4）について事務局より説明をお願いします。坪田課長。</p>
坪田課長	<p>では、議事（4）の下水道についてご説明します。 下水道については、資本回収率は県内でどのようになっているのか、というご質問がありまして、資料5（下水道追加資料）はそれに対する一覧表となります。阿見町は青帯が引いてある所で、資本回収率が32.4%となっております。一見近隣に比べて高い方なのかと感じるかと思いますが、一般会計から5億5千も入っている事実もございます。阿見町については、湖北流域下水道といいまして、町で処理場を持たずに、県と近隣の市町村で一緒になって処理場を作り、その処理場で処理をするという方法を行っています。ですので処理場分の資本費はございませんので、その分資本回収率が高くなっているものと思われまます。同じ湖北流域を構成しているのは、土浦市、石岡市、かすみがうら市、小美玉市です。土浦市は同じように高いんですが、石岡市、かすみがうら市、小美玉市については、流域に入っているのに低いじゃないかということですが、いずれも合併をした所で、合併相手が流域に入っていない所で、自分で処理場を持っているという所もございますので、そういう事から資本回収率が低くなっているものと思われまます。土浦が合併したのは新治でしたので、土浦市本体が大きい状況ですので、40.2%という高い回収率になっているものと思われまます。 説明については、以上です。</p>
佐藤会長	<p>事務局からの説明は終わりました。ご意見・ご質問等ありましたら挙手にてお願いします。 （挙手なし） ないようでしたら、次に議事の（5）水道料金及び下水道使</p>

	<p>用料改定の方針について、に入りたいと思います。ご意見等ある方いましたら挙手をお願いします。今まで審議を重ねて参りましたが、当初でも申しましたように方向性が見いだせればと思います。</p>
松島委員	<p>水道料金ですが、しつこいようですが企業がこれから安定して地域で活動していく立場として申し上げたいですが、今回の水道料金改定は、住吉地区をメインとしての改定というのは認識していますが、長い将来で見た時、企業の大口需要家が安定してより多くの水を購入していくことが、結果として一般町民の水道料金の値下げということに大きく寄与していく大切な立場にあると思っています。そういった企業の活動が大きな意味を持っているため、引き続いて大口需要家に対する水道料金の改定をお願いしたい。阿見町としてもそういったことを検討していると、ぜひこのタイミングで簡単でいいので文言を入れてほしいのです。それが、今後、今活動している企業にとっても拡大の要素となり、新しく企業活動を阿見町で検討している企業にとっても阿見町の大きな魅力としてアピールになると思うのでお願いします。</p>
佐藤会長	<p>要望でよろしいでしょうか。</p>
松島委員	<p>はい、要望です。</p>
湯原部長	<p>いずれにしても、水道・下水道も料金部分については、この1回でこのまま何十年も変わらないというのは不可能だと考えております。その中で第2回でもお話した通り、今後の水道事業の企業会計がどのように推移するかというのも、何年か先にはもう一回見直していかなければならないと思っています。そういった意味で今松島委員の言われた文について、一つの意見ですので、委員の中でそれが必要だという話になれば答申書だとか、これから案を作成する予定でおりますので、そういった中で整理することができるのではないかと考えております。もし今回料金がある程度決まった中で、次は答申案を皆さんにご提示できればと思いますので、その中である程度委員の意見が反映されるということもあると考えております。</p>



佐藤会長	<p>答申書が出来て、町長にお渡しする際にこういう意見もあるとお話ししたいと思います。どうぞ忌憚のない意見をお願いします。</p> <p>ないようでしたら私から聞いていいのか分かりませんが、事務局の方からどの案が一番最適と思われる案があれば教えてもらいたいと思います。</p>
坪田課長	<p>今回上下水道使用料改定ということで、資料を作って皆さんにご説明してきたわけですが、水道料金については、住吉地区のために何としても従量制を導入したいというところがございいます。だからといってここで減収してしまうと将来的に今回工事の見直しをかけて資金不足にはならないというシミュレーションが出ましたが、大口さんの動向等でこれも変わる可能性があるとなると、減収に向かう方向に持っていくのはできないのではないかなというようなことを考えますと、水道料金については（改定案）①が妥当なのではと考えております。下水道使用料につきましては、再三申し上げております通り、5億5千万もの一財が入っております。一財につきましては、何にでも使えるお金ということで、このお金が下水道に入るのが減ればそれだけ道路の舗装が出来たり、具体的にどう使うかはともかく、医療費・給食費がちょっと安くなったり色々な所に使えるようになります。それを考えれば可能な限り値上げをお願いしたい、というのが実情です。今1,000円の所、3つの案で一番高いのが500円ですが、いきなり1.5倍はちょっと乱暴のかなと。そういう事を考えますと、下水道の方は②の改定案辺りをお願いできればと考えております。以上です。</p>
佐藤会長	<p>はい。事務局としては水道料金は①、下水道においては②がいいのかな、というお話でした。あくまでも参考までにお伺いした訳ですが、引き続き委員の皆様のご意見を伺います。</p>
新橋委員	<p>確認ですが、今上下水道両方の料金改定の話をしている訳ですが、やるとすれば今後の協議審議如何にもよると思いますが同時期にスタートする、という理解でよろしいですか？年度を変えるんじゃなく、やるとすれば率等とは別にして全体の計画</p>

	<p>の定期的な見直しもやるわけですが、今回の場合は上水下水同時期に料金の改定を前提としているのか、ご意見を頂ければと思います。</p>
坪田課長	<p>これから審議会がどのように進んでいくのか、というのも当然ありますが、事務局のほうの希望としましては、次の12月の議会に改定案を出させて頂いて、議会の方でいいよということであれば、3カ月の周知期間を置いて来年の4月から同時に料金改定をお願いできればと思っています。以上です。</p>
佐藤会長	<p>他にご意見・ご質問等ありましたらお願いします。</p>
桜井副会長	<p>今事務局からのご説明で、水道料金は改定案①ということで基本料金が700円、10m<sup>3</sup>まで110円ということになると思います。第3回の時に頂いた資料の3-5の方にどの水道料金改定で下水道だとどれくらいお金が増えるのか、という一覧表を拝見しながらですが、10m<sup>3</sup>以上使うと300円一律、それ以下だとちょっと安くなる人もいるのかなと思います。私は2回目の会議の時に上水道の方は①か②がいいのではないかと、というように申し上げました。③だとちょっと高すぎるなという印象がございまして、家計を預かっている身としては一気にこれだけ上がると、来年度から介護保険料も変わりますし、色々な改定があつて年間の支出を考えますと、やはり③は高いのかなと。改定案②ですと平成41年までは何とかかなりそうですが、その先心配になる所もあるかなと思います。それは①もあるんですが、定期的に見直し、というお話もありましたので改定案①が妥当な線ではないかと考えております。</p> <p>下水道の方も上げなければいけない、ということですので難しい所ですが、100円じゃ少ない300円じゃ多いという気がして200円とか間を取るとするのは…。</p>
湯原部長	<p>その選択肢もあるかと思いますが。いずれにしても100円から500円の間の中で、その選択肢はあると思います。</p>
桜井副会長	<p>100円だとちょっと今後心もとないかなとシミュレーション見ててと思います。300円というのは年間で考えてみる</p>

	<p>とどうなのでしょう…。というのが私からの意見です。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。副会長の方から水道については、①でよろしいのではないかと、下水道については①と②の間がいいのではないかとご意見がございました。他にご意見等ございましたらどうぞ。他にございませんか？ないようでしたら水道料金の方は①にする。下水道の方は①と②の間で進めるということではいかがですか。</p>
篠崎委員	<p>今の案でよろしいかと思えます。ただ、次の見直し時期をはっきりと4、5年とか期間を明記したほうが良いと思えます。というのは、10m<sup>3</sup>までの基本料金が従量制にして1m<sup>3</sup>になりましたが、これまでの水道利用状況を見ますと、加入件数・料金は増えている、ただ使用水量は減っています。増えているにもかかわらず、水量が減っているということは、1人世帯が増えてきている影響で、基本料金ですから10m<sup>3</sup>まで1,000円、その結果だと思えます。それが今度1m<sup>3</sup>からにしますとシミュレーション通りガクッと下がりますが、これからの社会構造としてもっと1人世帯は増えると思えます。ですからこのシミュレーション以上に、この水道の①案では減収になる可能性があります。そのへんを見極めるためにある程度の期間は①案でいいと思うのですが、次の見直しについて審議会あたりでコントロールしていく条件を付けた方が、私はより安定した水道経営ができるかと思えますので、ご検討頂ければと思います。</p>
佐藤会長	<p>見直し時期について明確にしたほうが良いのではないかと、ということでした。この件に関して事務局からはどうでしょうか。</p>
坪田課長	<p>今回方向性が決まれば、次回は答申案ということになるかと思えます。その答申案の方に2年後3年後なり、33年34年なり附帯として時期を入れて答申書、というような形にできればと考えております。以上です。</p>
佐藤会長	<p>答申書でその期限を明確にするということですね。他にご意見等ございましたら。</p>

小口委員	<p>基本的に事務局からの案でいいと思います。改定時期について明示があった方がいいという案もありましたが、料金改定する時だけ審議会を開くということではなく、年1回くらいは審議会を開いて経営状況をモニタリングするような形を取って、ある程度経営状況を見ていく場を作る必要があると思います。</p>
坪田課長	<p>今お話がございましたが、経営状況もちろんですが、色々な計画、水道では施設整備基本計画とか水道ビジョンとか色々作っていますが、このようなものに関して、ただ単に「作りましたよ」「ホームページに載せましたよ」「皆さん見てください」という状況でしたので、そういうものも含めて審議会の方に「基本計画を作りましたのでご検討願います。」と。その中で「今の運営状況はこういう状況です。」というようなことも一緒にお話できればと考えております。</p>
佐藤会長	<p>他にご意見等ございましたら…。無いですか？ ただいま副会長さんとも話したんですが、下水道の方も3案についてシミュレーション、色々な資料を作って頂いてということで、②案でもいいですよというお話を頂いたものですから、水道は①案、下水道は②案ということで、いかがですか？</p>
新橋委員	<p>確認の為に数字を言って下さい。</p>
佐藤会長	<p>坪田課長もう1度お願いします。</p>
坪田課長	<p>水道の①案ですが、基本料金が10m<sup>3</sup>以下の部分で700円、1m<sup>3</sup>使うごとに110円、下水道の方は基本料金を一律300円値上げする。今1,000円ですので今度基本料金が1,300円になる、ということになります。先ほど副会長からお話がありましたが、この水道の①、下水道②案ですと、8m<sup>3</sup>未満の上下水道一緒に使っている方が値下げになります。8m<sup>3</sup>未満ですので、7m<sup>3</sup>から値下げになります。8m<sup>3</sup>からの方は値上げになると。水道だけ使って10m<sup>3</sup>以下の方は値下げになります。あと、下水道だけの方は一律300円の値上げになります。細かくお話ししますとこのような形になります。以上です。</p>

佐藤会長	はい、ご苦労様。そのような内容です。
新橋委員	よく分かりました。
佐藤会長	<p>それでは、水道案①，下水道案②ということで決定させていただきます。</p> <p>それでは議題（６）「下水道事業受益者負担金徴収期間の見直しについて」に入りたいと思います。事務局お願いします。坪田課長どうぞ。</p>
坪田課長	<p>はい、ご説明いたします。第１回で受益者負担金についてもお願いしたい、とお話しさせていただいたのですが、受益者負担金という言葉自体皆さんになじみがないかと思imasるので、受益者負担金とはどういうものなのか、ということからご説明したいと思います。</p> <p>（資料６－１の説明）</p> <p>（資料中段の図の説明）全体の工事費の中で末端管渠にかかる工事費，その中に補助金が含まれますので，これを省いた分の工事費をご負担頂きましょうと。皆さんお分かりかと思いますが，下水道が入っている土地，入っていない土地では，当然土地の単価が変わってきます。先ほどのご説明した通り，公費のみで下水道を整備して個人の土地が値上がりするのはいかなものかという事で，工事費の一部を負担して頂くというのがこの制度の趣旨であります。都市計画法，当時の建設省都市局長通達によってこのように徴収しなさいと，通達によっては３年ないし５年に分割して行うことが適当であろうというような通達をしております。</p> <p>（資料６－１「２．受益者負担金の納付金年数の検討について」の説明）</p> <p>今受益者負担金については，宅地について徴収をいたしております。この筆数のほとんどが農地ですので，今すぐ賦課されるというものではございません。この農地を宅地にした時に賦課ということになります。この面積のまま宅地にするのか，というのもございます。当然分筆して宅地として使う所だけ，と</p>

	<p>いうのもありますので、この筆数全部が対象筆数になるとは私どもも考えておりません。ただ、案件が出てきた場合、直ちにこの審議会を開いてあげないと今の条例のままでは5年20回で付加されることになりますので、制度だけでも今回なんとか決めて頂ければと考えております。</p> <p>次に3ページ現行との比較になります。</p> <p>(資料6-1の3ページの説明)</p> <p>この表ですが、これはあくまで受益者負担金に限った表です。ですから土地の所有者の皆さんは、この他固定資産税も当然頂くことになりまして、他の諸々の税金の他にこれだけかかるといことですので、出来る限り軽減してあげられれば納付しやすくなるのではと事務局では考えております。</p> <p>資料の6-2ですが、県内はどのような形で受益者負担金を頂いているかという事で、年数・回数を一覧表にしています。5年以上が潮来市、大洗町で7年、取手組合の10年。5年未満が水戸市の第一負担区以外の3年、日立市4年、土浦市3年、常陸太田市4年、かすみがうら市3年、東海村4年、日立・高萩組合の4年となっております。その他が5年20回という事で納付頂いています。</p> <p>最後に資料6-3ですが、受益者負担金の負担区について図示しております。今お話ししている第四負担区というのが荒川本郷地内。制度が決まれば第四負担区だけでなく第一から第三負担区で50万以上になる方にも当然適用される、という事になります。説明は以上です。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問等ありましたら挙手にてどうぞ。</p>
篠崎委員	<p>2ページの表左側、筆数という事でほとんどが農地だと今お話がありましたが、既存の宅地というのはそんなにはないということですか。</p>
坪田課長	<p>既存の宅地で50万を超える、というのでいま賦課している所はございません。</p>
篠崎委員	<p>第四負担区の状況ですが、これはURが区画整備事業をやる</p>

	<p>うとして実際中止になって農地のまま市街化に編入された所です。これから宅地化しようとなりますと、おそらく一般の方がやる場合には100坪330平米あれば十分かと思えますので、それが50万以上となりますと863平米以上、なかなか個人ではないと思うんですね。これを超えるのは、恐らく民間の宅地開発が想定されますので、当然宅地開発はそれに上乗せしてきますから、そういう分割を配慮する必要はないかと思えます。私はこの荒川本郷に限れば、これから民間開発を誘致するというのであれば配慮は必要ではないと考えています。ただし、ほかの負担区例えば第三負担区がまだ期間が残っている、というのであれば、その辺の状況をご説明頂いた中で配慮を検討する必要があるかと思えます。</p>
坪田課長	<p>確かに篠崎委員のおっしゃる通りで、この筆数が全部対象者になるとは考えておりません。多分宅地にする時は分割などで、かなり小さくなっていくだろうと。この面積もやるとすれば業者なので、分割ではなく一括で払ってということになるとは想定はしております。ただ、万が一出た場合払いづらくなる、それから「会長急ぎ審議会をお願いします」といってもなかなか難しいかと。であれば今回制度だけでも立ち上げて頂いて、対象者が無ければ無いで、対象者が出れば対応も出来ると考えまして、今回提出させて頂いた、ということです。以上です。</p>
久保谷委員	<p>篠崎委員の質問の一つ答えていないと思うのですが、第三負担区の状況、何年か前に第三負担区は答申して現状に至っていたかと思うのですが、納付状況は現在どういう状況なのか。</p>
坪田課長	<p>第一から第三負担区についてはここに出せるような資料が取りまとめていないので、必要であれば次回提出させて頂きたいと思えます。</p>
佐藤会長	<p>では準備して下さい。他にありますか。</p>
新橋委員	<p>都市計画の中で下水道計画については話題になる。こういった下水道計画の際、デベロッパーなり借家の場合は役所なりが下水道の受益者負担というのを説明する機会が、今までもあつ</p>

	<p>たかと思うのですが、その時に納得してもらえばいいわけですよ。負担期間については大勢としては5年となっている、例外的に3年、何年とある。そういったことで5年という下水道計画があれば、事前に状況説明は出来るので、そこに住む方たちが負担できませんとなるのは考えにくいかなと。これはあくまで条例改正が絡んでくる、例外的なことはしないほうがいいでしょうから、具体的には今後の都市計画の中で説明する方針があるのか。当然そうなるかと思いますが、そうすればそこに住む方がこういう方針かと、自分達か住む場合はこの地域の下水道普及についてはこういう前提だと、そういう意識で入ってこられると思う。</p>
坪田課長	<p>お話があった通り当然条例改正が絡みますので議会に諮りまして、通ればホームページの方に変更か通らなければ現行のままかと載せて、周知も可能かと思えます。</p> <p>先ほどの久保谷委員からのご質問ですが、納付状況というのは50万以上以下とかということではなく全ての納付状況についてでよろしいでしょうか。</p>
久保谷委員	<p>分かるものというか…全ての状況で。</p>
坪田課長	<p>では、第一から第三負担区までの全ての納付状況について資料を取り揃えるという事でよろしいでしょうか。</p>
久保谷委員	<p>はい。</p>
坪田課長	<p>分かりました。</p>
久保谷委員	<p>なぜかという、今度改定案を出しているという事で、今デメリットが多いから今の話になるのですか。</p>
坪田課長	<p>デメリットというか、今農地の状況で、土地を広く持つ人が結構いらっしゃいます。先ほどのお話した通り、農地の状況での賦課はなく、当然宅地になってからと考えていますが、宅地にした時に70万円80万円頂きますとなり、一軒当たりが高くなってお支払いが大変だろうと、払えないから滞納という懸</p>



	念もありますので、できれば改正をして期間を延ばしてあげてはどうかということでご提案をした次第です。
久保谷委員	そういう人もいるんじゃないか、という事で提案しているという事ですね。デメリットが増えていくというので先回りして改正する必要があるのかと考えている。大きな土地を持っている人が宅地になった際の話ですよ。それからすると数自体はそんなにいて、4年を5年にする必要があるのかなと私は考えます。
坪田課長	確かにおっしゃる通り、この筆が全部このままの面積で宅地になって、60万70万…という受益者負担金が付加されるということは私共も考えておりません。ただ、そういったことが出た場合急いで審議会、というのも大変だということで今回ご審議頂いて、当然「いや、高くても払ってもらおうよ」というのであれば現行通り20回で払って頂いて、「いや、かわいそうだから」というのであれば延ばして頂いて、ということでお願いしたいと思います。以上です。
佐藤会長	事務局としては、宅地化した時に一度に5年で払うよりは、受益者が払いやすくしたほうが良いのではないかとこのように改正を出しているのですが、先ほど課長からあった通り改正だけでも、というお話がありましたけれど、皆さんこの件に関してどのように考えますか。
久保谷委員	先ほどお願いした現在の納付状況を次回出してもらって、その中で変えた方がいいよとなれば次回にそうすればいいのでは、と私は考えます。
佐藤会長	回数が増えるということは支払いやすくなる解釈していいのかなと思います。今支払いが滞っている人は支払いやすくなるのかなと、宅地化した場合の話だが。今は大口の方は少ないという話でしたが…。 はい、湯原部長。
湯原部長	はい。町から提案するのは、先ほど篠崎委員の言われた通り

	<p>第四負担区中心にして考えています。荒川本郷地区については土地利用をはかるということで宅地化をはかる観点で、町の方ではURからの土地も含めて、その区域にまちづくりを進めている訳なので、そういった観点からいけば、開発行為等が入ってくれば大きい面積をもつような宅地はまず無いんだろうと思っています。ただ、区画整理も考えられるというのが1つと、既存の宅地で持っている大きい面積お持ちの昔からの農家さん、市街化区域と言っても宅地化されていない過大な面積で宅地をお持ちの方も多いいことも認識しています。そういった観点からある程度受益者負担金の納付期限を緩和することで、払いやすい制度を設けた方がいいのではないかと、今回審議会の中にご提案しました。ですので、久保谷委員がいうように、今の納付状況も判断材料の一つになるかと思しますので、今日結論を出すのではなく、次回もう一度皆さんに議論して頂き必要性がある、ないと判断できればと思います。町の担当課の考え方としてはそのような意図で、下水道問題になりますので審議会に諮らなければならぬということでご提案させていただいた、ということですので皆さんよろしくお願ひします。</p>
<p>佐藤会長</p>	<p>はい。新橋委員どうぞ。</p>
<p>新橋委員</p>	<p>今の面積が広いところは負担金の金額も大きくなるという話で理屈としては分かる。それで、下水道としては必ず都市下水というのではなく合併浄化槽という選択肢もある。そこまで配管を持っていくにはコストがかかる、こういうような場合、どちらがお金がかかるかというのは具体的に計算しないと分からないですが、ある家が水洗化するために下水を公共下水にするのかあるいは合併浄化槽にするのか、といった選択肢もあるわけです。その辺の兼ね合いは、ある程度指針はあるのでしょうか。合併浄化槽は補助金が出ますから、その兼ね合いもあるのでしょうか。</p>
<p>坪田課長</p>	<p>公共下水道と合併浄化槽ですが、市街化区域は基本的に公共下水道となります。ただ、公共下水道整備にはすごくお金と時間がかかりますので、一定の年数以内に整備が難しいといわれるような所は合併浄化槽で補助を出しましょうと。2、3年先</p>

	<p>に整備の計画があるよという所は合併浄化槽の申請があっても、もうすぐ下水道が整備されますので申し訳ありませんがそれまでお待ち頂きたいとお話はしております。以上です。</p>
久保谷委員	<p>私は、デメリットの受益者負担金の滞納リスクが高くなるというのを心配しています。4年が5年が払わない人が長く延ばしたからと言って払うのか、期間が長くなって逆に払えなくなる人も出るんじゃないかと危惧しています。</p>
佐藤会長	<p>他にご意見ありますか。 桜井委員。</p>
桜井副会長	<p>今まで色々なご意見出ましたが、資料6-2で色々な市町村の最大分割回数が書かれていると思うんですが、そこに「本人の申し出により」となっている所が長い所は多いと。広ければ企業が回収すればちゃんと払ってくれるだろうとか、長ければ回収率が悪くなるだろうとか、色々なご意見があったかと思いますが、きちんと回収できるための方策だとか、分割年数を長くするなら例えば納税率がこれ以下の人とか基準をきちっと決めて運用すれば多分大丈夫ではないかと思うんですね。闇雲に長くするのではなく、こういった土地の広さでこういった納税額だと5年で全額払うのは難しいだろうと。年齢もありますので、ある程度の年齢の方なら次払う方をきちっと確保できるように、となると長くしてもいいのかなと。数が多くないのであれば、それに伴う事務上の手続きもそれほどではないのかなと。そういった方向で考えて頂いて、延ばせるか延ばせないかというのも1つあると思うんですけど。</p>
湯原部長	<p>そういった基準も必要かと思しますので、次回までに考えてみて久保谷委員の納付状況と合わせてこういった基準ではどうかというものを提示できればと思います。</p>
佐藤会長	<p>他にご意見等ございませんか？ ないようでしたら、先ほどの滞納率関係の資料のほうを準備して頂いて、次回9月26日に「下水道事業受益者負担金の徴収期間の見直しについて」を議題にして審議したいと思います。</p>

	本日は皆さんご苦労様でした。
坪田課長	よろしいでしょうか。次回ですが、今の議題とあわせて、水道料金と下水道使用料が今回決まりましたのでその答申案、それと付帯文章等も一緒にご審議頂ければと思いますが、いかがでしょうか。
佐藤会長	答申書の中には、この受益者負担金の期間の見直しも入れるのでしょうか？
湯原部長	最終的には今回の部分について現行通りでいい、という判断であれば、それは答申書に入れるかどうかは別としても、そういう考え方の中でいいだろうという話になればそれは追加で、また別の事案の中で追加で議論して頂くのがいいのかなと思っています。
佐藤会長	答申書の当審議会に依頼された件にはこの「下水道事業受益者負担金徴収期間の見直し」は入っていない？
坪田課長	いいえ。入ってます。
佐藤会長	入っていればちゃんと答えを出して入れないとまずいでしょう。
湯原部長	入れます。最終的には入れなければならないですが、今回上下水道の料金改定の部分については審議会の中の意見で決まったのでその部分について答申案を出させて頂いて、あと受益者負担金の問題についてはまだ取り残しがあるので、次回資料を提出させて頂いてその中で見て頂かないとならないと。
佐藤会長	はい。では付け加えさせていただきます。上下水道の答申案を作成して頂いて、その内容の確認をさせて頂き、重ねてこの受益者負担金の徴収期間の見直しについても議論したいと思います。本日は大変ご苦労様でした。ありがとうございました。
事務局	佐藤会長ありがとうございました。続きまして、次第4その

他については私からお知らせいたします。

本日の議事録の確認は、佐藤会長に一任していただき、事務局を通して町ホームページ等で公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

また、次回第5回審議会の開催日程につきましては、開催予定表の通り、9月26日火曜日午後2時より開催したいと存じます。皆様ご多忙の中大変恐縮ですが、ご出席いただけますようお願いいたします。

本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。以上を持ちまして第4回阿見町上下水道事業審議会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。ありがとうございました。